

青森県知事宛「日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の安全について 大地震による高レベル廃液の環境放出事故防止等に関する質問状」の回答とコメント一覧表 2008.02.11 提出、2009.1.9 回答

提出団体 花とハーブの里（青森県上北郡六ヶ所村）三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）

三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（宮城県仙台市） 他 35 団体 *回答の太字は「岩手の会」がつけたものです。

質問	青森県の回答	コメント
<p>日頃、青森県民の福祉向上のためのご尽力に対し敬意を表します。</p> <p>さて、私たちは日本原燃（株）六ヶ所再処理工場から環境へ放出される放射能について、非常に憂慮しつつ見守っている全国の市民団体です。</p> <p>今年5月末に、渡辺満久東洋大教授他の変動地形学者が再処理工場直下に活断層が存在し、場合によってはマグニチュード8の地震の可能性を指摘しました。現在、再処理工場には環境に漏れ出すと大惨事になる高レベル放射性廃液が大量に保管されています。NPO 法人原子力資料情報室の故高木仁三郎博士によると、その一部でも環境に放出されると、北東北や北海道は緊急避難が強制され、高汚染地になれば、二度と戻ってこられなくなることが指</p>	<p style="text-align: right;">青原立第 321号 平成21年1月 9日</p> <p>花とハーブの里 御中</p> <p style="text-align: right;">青森県知事 三村申吾</p> <p style="text-align: center;">質問状に対する回答について</p> <p>平成20年12月11日付けで提出のあった質問状について、別添のとおり回答します。</p> <p>(担当)</p> <p>原子力立地対策課広報企画グループ 船水ふなみず TEL 017-734-9738 FAX 017-734-8213</p>	<p>3団体を筆頭に38団体で提出したものであるが、花とハーブの里宛の回答になっています。</p> <p>青森県の団体への回答義務があるということからこのようにしているのかもしれない。</p>

摘されています。このことが虚構と言えないことは、チェルノブイリ事故による被災地が現に示しています。かの地では、22年後の今も、青森県の面積以上が強制退去地で、本州の6割以上に相当する土地が放射能汚染地になっています。このようなことが、この地で絶対にあってはなりません。

渡辺教授の指摘の報道を受け、私たちは7月31日、日本原燃へ「大地震による高レベル廃液の環境放出事故防止に関わる質問状」を提出し、9月1日回答を得ました。これにより、日本原燃は直下の地震についてマグニチュード6.5までしか評価をしていないこと、非常時の電源車の用意がないことなど、地震に対する評価や対策、備えが極めて不十分であることが分かりました。今年6月14日にマグニチュード7.2の岩手・宮城内陸部大地震が発生し、続いて7月24日には岩手県沿岸北部地震ではマグニチュード6.8の地震が発生し、大きな被害が報じられています。これらの地震は想定されていなかった地域

花とハーブの里（平成20年12月11日）に対する回答

◎ 1の(1)～(2)、2の(1)～(8)、3の(6)～(7)についての一括回答

答（原子力施設の安全確保の枠組み）

原子力施設の安全を確保するためには、第一義的には事業者が責任をもって取り組むことが基本です。また、原子力施設の安全規制については、耐震安全も含め、設計、建設、運転の各段階において国が法令に基づき一元的に行っていることから、国が責任をもって安全確保の徹底を図るとともに、説明責任を果たしていくべきものであり、**県としては、今後とも、国及び事業者の対応状況を注視しつつ、安全確保を第一義に対処していきます。**原子力施設の安全確保に関する国、事業者の責任等については、原子力政策大綱（平成17年10月11日原子力委員会決定）において、「原子力の研究、開発及び利用の推進に当たっては、原子力施設による公衆や作業員への健康リスクが十分低く抑制されていることが前提条件である。そして、事業者等は、施設の設計、建設、運転に当たって、『人は誤り、機械は故障する』ことを前提に多重の防護を用意する深層防護の考え方を採用して、放射性物質の放散による災害リスクを抑制し、安全を確保することについて第一義的責任を有している。」、「国は、

「花とハーブの里に対する回答」と青森県団体にこだわっているように伺えます。

各項目毎への回答ではなく、一括して答えています。

「原子力施設の安全確保の枠組み」を最初に答えています。

ここで安全に責任をもつのはを第一に「事業者」であり、その施設の安全規制は「国」の責任としています。青森県は「国及び事業者の対応状況を注視し安全確保を第一義に対処していきたい」とのことです。安全の責任は国、事業者にあり、県の責任については、腰が引け逃げているような印象です。

このような根拠として「原子力政策大綱」から災害リスクを抑制し安全を確保する観点の項目を引用し、事業者や国の責任を繰り返して述べています。

ここでは日常の運転における災害リスクを抑える視点であり、私たちが心配している大地震のような自然災害

<p>で突然発生したものであり、自然の猛威の前に現在の防災科学の卑小さを思い知らされました。</p> <p>再処理工場直下で大地震が発生した場合、絶対に放射能の環境放出はないと断言できるのでしょうか。一旦事故があり放射能により汚染されたなら、元の環境を永久に取り戻せない不可逆な問題です。これは私たちの生存の問題であり、地震発生確率の次元での問題ではありません。一般化学工場の災害とは、全く異なる認識を持たなければなりません。監督官庁である青森県は、県民を始めとする人々が未来永劫安心して暮らせることを保障する責務があります。</p> <p>このような観点から以下の質問を致しますので、それぞれについて青森県の見解を明らかにし、真摯なる回答をお願い致します。(以下「放射能」は「放射性物質」の同義で用いています。)</p> <p>なお回答は文書で平成 21 年 1 月 16 日</p>	<p>災害リスクを十分低く抑制する観点から必要な安全基準を作成し、それに基づいて、事業等の許可、工事計画認可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査及び稼働後の定期検査、保安検査等、一連の規制活動を行うことを国民から負託されている。国は、この負託に応えていくために、事業者等に原子力施設の災害リスクを抑えるために必要十分な活動を行わせ、これらを確認し、必要に応じて事業者等に是正措置を講ずることを求めるとともにその権限の行使について国民に的確に説明する責任がある。」「原子力の研究、開発及び利用は、科学技術の振興、エネルギー安定供給、地球温暖化対策といった観点からの国際的かつ全国的視点に立っての国の施策により基本的には推進されるものであるが、その活動は関係施設の立地ができてはじめて可能になり、その安定的な活動により期待される国民社会に対する貢献も可能になる。このため、国や事業者等は、地域社会に対して国の原子力政策や関係施設の安全確保のための活動の内容を取組の早い段階から丁寧に説明し、対話を重ねることが重要である。地方公共団体は、地域住民の生命、財産を保護する責務等を有することから、地域住民の立場に立って、事業者の安全確保のための活動やそれに対する国の規制活動の把握に努めるなど様々な取組を行っているので、国や事業者等は</p>	<p>を念頭においたものではありません。</p> <p>ようやくここで地方自治体青森県の責務が出てきました。「地域住民の生命、財産を保護する責務等を有することから、地域住民の立場に立って・・・様々な取組を行っている。国や事業者</p>
---	--	---

<p>(金)までをお願いします。</p> <p>1 今年5月の渡辺東洋大教授他による「工場直下の活断層の存在と直下地震マグニチュード8の可能性」の指摘に関して</p> <p>(1)平成元年に日本原燃から国へ再処理事業指定申請が提出され、それを国が審査し許可しています。国が審査した際における直下の地震の大きさは、どの程度を想定していたのか。</p> <p>もしそれが、マグニチュード8未満ならば、国は人々の安全のため予防原則に立ち、最大地震マグニチュード8を想定し、再処理施設安全審査指針に則り再度安全審査をやり直すべきではないでしょうか。</p> <p>このことが中越沖地震による、柏崎刈羽原発事故の教訓を生かす姿勢ではないかと</p>	<p>その取組に協力すべきである。」とされているところです。</p> <p>(六ヶ所再処理施設の安全設計等)</p> <p>国においては、</p> <p>○ 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)からは、日本原燃の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)の高レベル廃液貯蔵設備(高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を保管するための設備をいう。以下同じ。)に保管されている高レベル廃液の量は、平成20年12月10日現在で約240立方メートルと聞いている。なお、放射線のエネルギーや半減期等、放射性物質の特性は、その種類により様々であるが、六ヶ所再処理施設の高レベル廃液に含まれる放射性物質とチェルノブイリ事故で放出されたと推定される放射性物質とでは、その種類の構成が異なることから、両者の放射エネルギーを単純に比較することは適当ではないと考えている。</p> <p>○ 六ヶ所再処理施設の高レベル廃液貯蔵設備に設置された高レベル廃液貯蔵槽は、高レベル廃液の崩壊熱を除去するための冷却設備を二系列有しており、このうち一つの系列が作動していれば、高レベル廃液貯蔵設備の冷却機能が維持できる設計となっている。また、高レベル廃液貯蔵設備においては、高レベル廃液</p>	<p>は協力すべき」とあるとのこと。県の責務が端的に表現されています。私たちはまさに、高レベル廃液が漏れると県民の生命財産が失われる、真っ先に被災者になる地域住民の立場に立ってほしいと訴えています。ところが県の実際の姿勢は、以下のコメントでわかるように県民を守る主体性に欠けたものです。</p> <p>(六ヶ所再処理施設の安全設計等)</p> <p>「国においては」と表現があいまいです。これでは青森県の回答なのか、国の回答なのかわかりません。</p> <p>六ヶ所再処理工場には高レベル廃液が約 240 m³溜まっていると答えています。これは原燃への質問で回答がなかったものです。</p> <p>その危険性について、チェルノブイリ事故で放出した放射能の何倍かは単純に比較できないという回答です。高レベル廃液中の各核種のベクレル数はわかっているはずですが、各核種毎についてチェルノブイリ事故放出核</p>
---	---	---

考えますがいかがでしょうか。県民の生活を考えるとき、県は国へ安全審査のやり直しを申し入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

(2)再処理工場の事故による環境への放射能放出は、チェルノブイリ事故の環境放射能汚染状況を見て分かるように、その危険性は広範囲の強制退去による、戻るあてのない難民の発生や汚染地での生活など、国の根幹を揺るがす広域に及ぶ大破局の様相を呈することが予想されます。

活断層の上に立地する再処理工場は、あまりにリスクが大きいと言えます。活断層の存在が明確に否定されない限り、北欧、カナダ、米国のように再処理をやめ、使用済み燃料をそのまま貯蔵する選択を国へ申し入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

2 直下型大地震に関する安全対策に関

の放射線分解によって発生する水素を希釈しその爆発を防止するための空気を供給する空気圧縮機が、二重に設置されており、このうち一つが作動していれば、高レベル廃液貯蔵設備の空気供給機能が維持できる設計となっている。さらに、高レベル廃液貯蔵設備等、六ヶ所再処理施設の安全上重要な施設であって、動力源として電力を必要とするものについては、外部電源系統及び分離独立した二つの非常用所内電源系統に接続されており、外部電源が喪失した時であっても、非常用所内電源系統の一つが作動すれば電力供給が維持できる設計となっている。

○ 六ヶ所再処理施設においては、可燃性又は熱的に不安定な物質を使用又は生成する設備における火災等の発生を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止、可燃性物質の漏洩及び他系統への混入の防止等適切な対策が講じられている。特に、使用済燃料を溶解した溶液から有用物質を分離するために使用されている有機溶媒等の異常な温度上昇を防止するため、引火点などの化学的制限値を有機溶媒ごとに設定の上、機器内の溶液温度が当該制限値を超えないよう、適切な措置が講じられている。

○ 六ヶ所再処理施設の耐震安全性については、六ヶ所再処理施設の事業指定に係る安全審査（以下「安全審査」という。）の過程において、平成18年の改訂

種と比較できるはずですが、もし面倒ならば、セシウム 137 やストロンチウム 90 などに限った比較でもよいのです。私たちの計算ではセシウムについてチェルノブイリ事故放出量よりも六ヶ所工場には10～20倍多く貯蔵されていることになっています。推進上不都合なデータは人々に知らせないようにしているように思えます。

◎ 高レベル廃液の安全装置についてふれていますが、これでは普通の化学工場程度の安全策であり、通常運転で起こる人為ミスなどへの対応策と言わざるをえません。大地震が来て冷却パイプが破断したり、電源が喪失したりし、火災が発生するなど、シビアな事故にはあまりにも不十分であり対応できません。

◎ 可燃性や熱的に不安定な物質の火災等発生防止について、地震時の対策については触れていません。柏崎刈羽原発では中越沖地震で7基全てから液漏れが報じら

<p>して</p> <p>(1) 現在再処理工場の高レベル廃液貯槽に溜まっている廃液量は何立方メートルか、それに含まれている放射能はチェルノブイリ事故で放出された放射エネルギーの何倍に相当するのか、数値をお答えください。</p> <p>(2) 再処理工場の大事故の引き金として電源喪失があげられます。昭和55年4月15日にフランスのラ・アーグ再処理工場で電源喪失が起こり、百キロメートル離れたカーン市から電源車が駆けつけ事なきを得ていますが、もし間に合わなければ高レベル廃液が沸騰し北半球が大きく汚染されたのではないかとされています。</p> <p>六ヶ所再処理工場では電源車の用意はしていませんが、監督官庁の県は電源車の配備を指導、あるいは要請をしていますか。もし、していない場合その理由をお答えください。</p> <p>(3) 仮に電源喪失、冷却管破断等の事故</p>	<p>前の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定)等を踏まえ確認している。</p> <p>○ 御指摘の「核燃料サイクル施設批判」の「航空機墜落あるいは大地震による廃液タンク破壊」と題する部分で述べられている筆者の主張については、その主張の裏付けとなる科学的根拠が示されていないことから、これを六ヶ所再処理施設の安全審査に用いることは困難である。としているところです。</p> <p>また、国の安全審査書(平成3年8月)において、</p> <p>○ 再処理施設の安全性の判断に当たっては、施設設計の基本方針に多重防護の考え方が適切に採用されていることを確認するために、運転時の異常な過渡変化及び機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作によって放射性物質を外部に放出する可能性のある事象(以下「運転時の異常な過渡変化を超える事象」という。)からなる設計基準事象を選定し評価することが要求される。</p> <p>○ 運転時の異常な過渡変化を超える事象として取り上げられている事象については、発生の可能性は小さいが、発生した場合には、平常時の線量評価の際に設定された年間の放出量を超える放射性物質の放出の可能性のある種々の事象が検討され、安全設計の妥当性を評価する観点から設計基準事象が選定されて</p>	<p>れています。再処理工場は1300kmの配管と数十万の継ぎ手があります。漏えいは必至であり、その対策を問うているのです。</p> <p>◎ 安全審査では直下地震についてマグニチュード幾らまで評価しているのか聞いていますが答えていません。</p> <p>◎ 高木氏の評価についてコメントできないとしています。では国や県で行っているものを公表すべきではないでしょうか。なぜやらないのかもしくは公表できないのか。これがをせず防災訓練をしても意味がないと思います。最悪の事故を想定し訓練するのが人々に役立つこととなります。</p> <p>◎ 種々の事象が検討されていることですが、その中に大地震があるのでしょうか。そして高レベル廃液の放出があるのでしょうか。具体的に上げてもらわなけれ</p>
--	--	--

により高レベル廃液貯槽の冷却機能が止まってしまった場合、沸騰するまでの時間を何時間と想定していますか。この場合の、緊急冷却対策はどのように行われるのでしょうか。

また、同貯槽の掃気機能の停止後、放射線分解による水素は何時間で燃焼下限値濃度に達しますか、この場合の対策は万全でしょうか、具体的にお答えください。

(4) 再処理工場は原発と異なり、1,300キロメートルもの配管が入り組んだ化学工場であり、多量の有機溶剤を扱い、引火や爆発事故が想定されます。リン酸トリブチル・ノルマルドデカンなどの有機溶媒、副生される有機ニトロ化物のレッドオイルなどによる大地震での火災や爆発事故に対する安全対策について、県はどのように評価していますか。

(5) 再処理工場の直下で大地震が発生した場合、数分後には、配管・プールなどからの漏えい、建物の破壊ゆがみ、道路変形などによる通行不能、断線による通信不

いるとともに、事象の種類に着目した分類項目に整理され、分類された事象が1事象の場合はその事象が、また、複数の事象の場合には影響緩和対策との関連で敷地境界外の実効線量が最も大きい事象が代表事象として選定されており、事象の選定は妥当なものと判断する。

○ 事象の解析に当たっては、技術的に妥当なモデル及びパラメータを採用するほか、異常事象の結果を緩和することを主たる機能とする系統についてはその機能の中で結果を最も厳しくする単一故障が仮定され、事象の影響を緩和するのに必要な運転員の手動操作のための時間的余裕は適切に見込まれ、また、放射性物質の放出の低減に係る系統及び機器の機能が要求される場合には外部電源の喪失も考慮されている。さらに、各事象の解析に使用されている計算コードは、いずれも実験結果等との比較により、その使用の妥当性が確認されている。したがって、解析に用いられている条件及び手法は、妥当なものと判断する。

○ 事象の解析の結果は、いずれの評価においても、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認した。

○ 以上のように厳しい事象の選定及び条件の仮定の下に解析された結果は、「再処理施設安全審査指針」に適合するものであり、いずれの事象によっても影響

ば安心できません。ただやっているだけでは納得できません。

◎ 柏崎刈羽原発が地震のため全基が止まっています。あの時に、運転員は時間的余裕があり適切な操作ができたのでしょうか。再処理施設には原発とは比較にならない危険な高レベル廃液が大量に保管され、冷却が止まれば約15時間で沸騰すると言われていることを知っていてこのような回答をしてくるのでしょうか。大地震対策について対応を想定していないことがわかります。

◎ 大地震の評価を示さずにこのような結論をくだしていいのでしょうか。

◎ 根拠を示さずに「再処理施設安全審査指針」に適合する。と強引な

通、電源喪失、火災、中央制御室での制御不能などの事故が工場内で発生することが想定されます。このような同時多発事故が発生しても、高レベル廃液の環境放出対策はないと断言できますか。

(6) 日本は世界でも有数な地震大国です。世界中でこのような地震地帯で商業用の再処理をしている例はありますか。日本は他の再処理実施諸国とは異なり、特別な地震対策がなければならぬと考えますがいかがでしょうか。

(7) 高レベル廃液が沸騰や爆発などの事故により、放出された場合の環境影響評価は行っていますか。行っているのならば実施機関とその評価例を示し、行っていないのならばその理由と見解をお示ください。

(8) 故高木仁三郎博士はその著書「核燃サイクル施設批判」(七つ森書館) 227 ページ～231 ページに、「航空機墜落あるいは大地震による廃液タンク破壊」と題し、

緩和機能における閉じ込め機能が十分確保され、放射性物質の放出に対しても敷地周辺への影響が大きくなるように十分抑制されているので、多重防護の考え方における影響緩和対策の設計は、妥当なものかと判断する。とされています。

なお、フランス ラ・アーグの電源喪失事象については、日本原燃株式会社の公表資料において、以下のとおり類似事象が発生しても給電停止に至らないよう対策がとられているとされています。

<ラ・アーグでの事象の原因>

非常用の電源システムを2系統有していたが、分離独立を欠いたものであったため、2系統に事故が波及して給電が停止した。

<六ヶ所再処理施設での対策>

2系統の非常用所内電源システムを有しており、1系統の事故がもう1系統に波及することがないように非常用ディーゼル発電設備の配電盤、制御盤等をそれぞれ独立した部屋に設置する等十分に分離独立した設計としている。

<六ヶ所再処理施設で類似事象が発生した際の状況>

上記対策により、仮に変電所で火災が発生したとしても、2系統両方の非常用所内電源システムの機能が喪失することはなく、給電停止には至らない。

回答です。人々へわかりやすく説明する姿勢に欠けます。

◎ この「とされています」は3ページの「国としては」にかかっているのでしょうか。要するに国はこのように答えています。県としては国にお任せしていますので、という逃げに受け取れます。

◎ ラ・アーグの事故は火災による電源喪失です。電源車が間に合い大事故直前で収まったわけです。六ヶ所では電源車の用意がありません。フランスは地震がない国です。日本は地震大国です。地震対策は大丈夫かと聞いているのにこれに答えていません。

六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液100立方メートルのうち1%が外部に放出された場合を仮定した事故評価例を提示しています。これによると、晴天時でも青森県全域は避難範囲になり、警戒領域は名古屋あたりまで達すると指摘されています。この評価が正しいのか誤りなのか、県の見解をお示してください。

3 県は憲法や条例に則り、国民が未来永劫安心して暮らすことができることを保障する役割も担っています青森県の責任に関して

(1)六ヶ所再処理工場から放射性のトリチウム、クリプトン85、炭素14については除去されることなく全量が環境に放出されています。ガラス固化体製造は、昨年暮れから白金族の沈積問題が解決できず、今年度は試行錯誤が続きほぼ休止状況にあります。また、製造されたガラス固化体の半分以上が温度管理などに問題がある

◎ 3の(1)～(4)の一括回答
答(六ヶ所再処理施設の環境適合性等)

国においては、

○ 御指摘のクリプトン85、炭素14及びトリチウム(以下「クリプトン等」という。)も含め、放射性物質による大気汚染等を防止するための措置については、環境基本法(平成5年法律第91号)第13条において、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法律で定めるところによると規定されており、環境基本法第3条から第5条までに定める環境の保全についての基本理念は、原子力基本法等に定める措置を通じて実現されるものと認識している。

この回答においても「国においては」とあり、各段落で「とされているところ」と国の考え方が答えられ青森県の考えは述べられていません。

県民の生命財産を守る主体性や責任感の欠如が問われます。

◎ 環境基本法の理念は第3条「環境の恵沢の享受と継承等」第4条「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」第5条「国際的協力による地球環境保全の積極的推進」となっています。再処理工場では原発等で行われている濃度規制をはずし放射

不均一の欠陥ガラス固化体です。このような事実から再処理は未熟な技術とみなさざるを得ません。環境を放射能汚染から守る除去技術や安定し継続した運転ができる固化技術が完成するまで、再処理を凍結してはいかがでしょうか。

(2) 放射性のトリチウム、クリプトン 85、炭素 14 のように放射能を除去せずに、全量を環境に放出することは環境基本法の理念(第二条～第五条)に照らして違法なのではないでしょうか。

(3) 平成 18 年 6 月に発表された、世界的権威機関米国科学アカデミーの報告(BEIR7)は、大規模な疫学調査結果により「被ばくにはこれ以下では安全という量はない」と指摘しています。このような見解が出たからには、この報告が否定されない限り、再処理をかなめとする核燃料サイクル施設からの放射能の放出は、徹底して抑えなければならないと考えますがいかがでしょうか。よう

○ クリプトン等を含む放射性物質を六ヶ所再処理施設から放出すること等による一般公衆における実効線量については、安全審査において、法令の定める限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いものであることを確認し、安全上問題ないと判断している。

○ 日本原燃の採用したガラス固化技術は、外部専門家により技術の成立性が実証された、核燃料サイクル開発機構(当時)が開発した技術であると承知しており、従業員による設備の操作方法の習熟の問題や設備の不具合等から、日本原燃が当初予定していた計画に比べると試験運転に時間を要してはいるものの、当該運転を通じて問題点の解決が図られるものと認識している。としているところです。

六ヶ所再処理施設からの放射性物質による影響を含めて、原子力施設の安全確保に関する国民理解を得るための情報提供は、原子力施設の安全規制を行っている国が責任をもって行うことが基本ですが、県としても、六ヶ所再処理施設周辺地域において、空間放射線の連続的な監視や、放出口沖の海水をはじめ飲料水、農畜産物、水産物などの環境試料中の放射能濃度の定期的な測定を行っており、測定結果は専門家などで構成される「監視評価会議」において評価されており、アクティブ試験開始後

能 3 核種を全量外部へ放出しこの理念が守られているとはとても言えません。

◎米科学アカデミーの報告「被ばくにはこれ以下では安全という量はない」との結論が否定されない限りこれを尊重すべきです。

◎ ガラス固化技術は技術の成立性が実証されたものとの回答。試験が始まり 1 年が経過し、未だ目処が立たない技術です。問題点の解決が図られるどころか、混迷が深まり未熟な技術としか言いようがありません。

ようやく県としての取組の報告が出てきました。環境試料の測定やモニタリングを行っている。その結果「概ねこれまでと同じ水準であった」と評価している。しかし、環境試料のトリチウムやクリプトン 85、炭素 14 のデータは上昇してきつつある。どこまで上

(4) 再処理工場のアクティブ試験が実施されてから2年半以上が経過しています。この間に工場から廃液に混じり、大量の放射性トリチウムが海洋へ放出されています。海洋で実際にどのように流れそして拡散したのか調査し、情報を公開すべきと考えますがいかがでしょうか。

(5) 青森県として、事故時の人々への連絡避難体制、そして近県や国への連絡体制をどのように定めているのか、具体的にお示しください。

(6) 昨年7月に発生した新潟中越沖地震(M6.8)により東京電力柏崎刈羽原発7基は今も止まっております。この地震を起こした活断層はその存在と危険が指摘されていたにもかかわらず、国の発電用原子炉立地審査でこれを配慮せずに設置許可されたものです。再処理工場において、このようなことが起きないように、青森県として県民の安全・安心を第一に保障するため、国の審議委員会とは独立に県として活断層や地震に係わる安全を審議する委員

の平成18年度分及び平成19年度分のデータについては「概ねこれまでと同じ水準であった」と評価・確認を受け、県のホームページなどで公表しています。

なお、国のエネルギー基本計画(平成19年3月)における「環境への適合を図るための基本方針」において、
○ 地球温暖化問題への対応を始め、環境負荷の低減に向けた社会的・国際的要請の高まりを踏まえ、以下の基本方針に従い、エネルギー分野における環境への適合を図るための施策を推進する。

○ 原子力発電は、供給安定性に優れ、かつ、発電過程において二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源であり、エネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題との一体的な解決を図る上で要となるものである。このため、安全の確保を大前提に、核燃料サイクルを含め原子力発電を着実に推進する。とされているところ。

また、原子力政策大綱において、

○ 再処理する場合は、ウランやプルトニウムを回収して利用することにより、高レベル放射性廃棄物の潜在的有害度、体積及び処分場の面積を低減できると、廃棄物の最小化という循環型社会の目標により適合する。とされているところ。

がれば危険信号がともるのか、穂者能の環境基準が制定されないまま、垂れ流しを認め、評価し結論を下しているのです。東通沖の海水中のトリチウムが自然の15~20倍に上昇したことをどう評価しているのでしょうか。

◎ 国のエネルギー計画を聞いているのではありません。万が一にも環境に高レベル廃液が沸騰したり爆発し撒き散らかされることがないようにどのように対応しているかを尋ねているのです。

◎ 原子力政策大綱でどのようなになっているか、ということは質問していません。大綱では「再処理は高レベル放射性廃棄物の潜在的有害度を低減し廃棄物の最小化に適合する」としていますが。全くの逆で高レベル放射性廃棄物を最も不安定で危険な液体で貯蔵しているのです。長年月活断層直上の工場に貯蔵するからには、それ相応の対策が必要ではない

<p>会を設置してはどうでしょうか。</p> <p>(7) 万が一、再処理工場直下を大地震が襲い、放射能の環境放出事故が起こった場合、その被害を最小限に食い止めるため、再処理工場内で貯蔵されている想像を絶する危険な高レベル放射性廃液の量を最小に抑える事が事業者の努めであり、そのように指導するのが青森県の責務だと考えますがいかがでしょうか。また、それが従業員を始めとする県民や周辺県や北海道の人々への責任と配慮なのではと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>以上質問いたします。</p>	<p>答 (六ヶ所再処理施設の防災対策)</p> <p>回答量が多いので欄外末尾に全文を表示しました。項目だけ上げます</p> <p><特定事象発生情報等の連絡></p> <p>(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>(2) 県が屋外固定型放射線測定器で特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p><屋内退避、避難等></p> <p><屋内退避、避難等の措置を講ずべき地域></p> <p><住民への情報提供></p> <p>(1) 周辺住民への情報提供</p> <p>(2) 国民への情報提供</p> <p>* <屋内退避、避難等の措置を講ずべき地域> <u>チェルノブイリ事故について、・・・同様の事態になることは極めて考えがたいことであり、我が国の防災範囲の考え方については基本的に変更する必要はないと考える。」</u></p>	<p>かと問いただしているのですが答えていません。</p> <p>回答は、小規模な事故の際の防災計画の案が示されているだけです。<u>チェルノブイリ事故のような事故は起きないので想定しない</u>とのこと。</p> <p>渡辺教授が指摘されている、直下の活断層が動きマグニチュード 7 以上の大地震に襲われた場合にどう対応するのか、最悪の状況を想定した防災対策ではありません。</p> <p>大破局の出現の想定シナリオは 直下大地震→電源喪失・冷却パイプ破談→高レベル廃液貯そうの冷却機能の喪失、水素掃気停止→15 時間で高レベル廃液が沸騰、放射線分解水素爆発→環境へ高レベル放射能の放出 北半球の汚染</p> <p>このようなことが絶対にあってはならないし起こさないという姿勢と方策を糾したのですが、全く想定していないことが明らかになりました。</p>
--	--	---

(六ヶ所再処理施設の防災対策)

六ヶ所再処理施設は、事故が発生しないようにさまざまな安全対策がとられているところですが、万が一に備え、国、県、六ヶ所村、事業者など関係機関がそれぞれの役割に応じて法律に基づき原子力防災計画を作成し、防災体制の整備を図っています。

原子力防災体制については、原子力災害対策特別措置法が制定され、事故の際の初期対応において中核的役割を果たす国の原子力防災専門官が現地に常駐するとともに、緊急時の応急対策を実施するための拠点施設となる六ヶ所オフサイトセンターが整備されるなど、抜本的な強化が図られたところです。オフサイトセンターでは、緊急時に、国、県、六ヶ所村、事業者などで構成される「原子力災害合同対策協議会」が設置され、関係機関が情報を共有しながら、連携して迅速、的確な対策を行います。

県としても、県地域防災計画（原子力編）に基づき、初期対応や通信連絡体制、資機材の整備など防災体制の充実を図るとともに、防災体制の実効性の確保及び防災業務関係者の防災技術の向上のため、原子力防災訓練を継続的に実施してきました。

<特定事象発生情報等の連絡>

(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

- 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象（法律に定める通報基準を超える事象）発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（経済産業省）、内閣府、県、六ヶ所村、県警察本部、関係消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に通報します。
- 安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、内閣府、関係省庁、六ヶ所村及び県警察本部に連絡します。
- 県は、原子力事業者及び安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、六ヶ所村に隣接する市町村、海上保安部、関係消防機関、自衛隊及び関係する指定地方公共機関等に連絡します。
- 原子力保安検査官等現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡します。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ安全規制担当省庁、六ヶ所村に連絡します。

(2) 県が屋外固定型放射線測定器で特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合

○ 県は、通報がない状態において屋外固定型放射線測定器により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに安全規制担当省庁の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行います。

○ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受けます。

<屋内退避、避難等>

○ 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、六ヶ所村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うべきことなどについての連絡、指示、確認等必要な緊急事態応急対策を実施します。

○ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、六ヶ所村に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

<屋内退避、避難等の措置を講ずべき地域>

六ヶ所再処理施設について、屋内退避、避難等の措置を講ずべき地域は、県地域防災計画（原子力編）において、六ヶ所再処理施設を中心とした概ね半5kmの範囲（六ヶ所村の一部）となっています。これは、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）において示されている防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（以下「防災範囲」という。）のめやすを踏まえて、県防災会議において決定したものであり、防災指針に示されている防災範囲のめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、原子力事業所の種類ごとに評価を行い、十分な余裕を持って定めたものです。また、防災指針においては、「昭和61年4月26日に発生した旧ソ連のチェルノブイル原子力発電所の事故においては大量の放射性物質が環境中に放出され、このため周囲30kmにわたって住民の避難が行われた。この放射性物質の大量放出は、事故発生直後に原子炉の上部構造、建屋等が重大な損傷を受け、この結果、放射能の「閉じ込め機能」が事実上完全に失われたことに加え、炉心の黒鉛が燃焼し、火災となって放射性物質の高空への吹上が生じて発生したものである。この事故は日本の原子炉とは安全設計の思想が異なり、固有の安全性が十分ではなかった原子炉施設で発生した事故であるため、我が国でこれと同様の事態になることは極めて考えがたいことであり、我が国の防災範囲の考え方については基本的に変更する必要はないと考える。」とされているところです。

<住民への情報提供>

(1) 周辺住民への情報提供

- 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性に鑑み、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行います。
- 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に配慮した伝達を行います。
- 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行います。その際、その内容について国の原子力災害対策本部・原子力災害現地対策本部・指定行政機関、公共機関、六ヶ所村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあいます。
- 県は、情報伝達にあたって、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めます。

(2) 国民への情報提供

- 安全規制担当省庁及び原子力事業者は、県及び六ヶ所村と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行います。
- 原子力緊急事態宣言の発出以降における政府としての報道機関への発表は、国の原子力災害対策本部で行うとともに、現地においては、プレスセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会が一元的に行います。